

予定納税

第2期分の納付をお忘れなく



税のたより

第332号

(令和元年11月2日)

編集兼発行

京都市上京区油小路通
元誓願寺下ル頭町490

公益社団法人 上京納税協会
上京納税貯蓄組合連合会

ご入会の手続き

上京納税協会の窓口にある「入会申込書」に記入していただくか、ホームページからご入会いただけます。会費は、法人・個人別に決められています。※詳しくは、窓口又はお電話でお尋ねください。

ご入会のお申込みはこちら
携帯電話、スマートフォンで下記のQRコードまたは、左のURLへアクセスしてください。
<https://www.nk-net.co.jp/kyokai/nyukai/top/08201>



11月は所得税及び復興特別所得税の予定納税の第2期分の納付月です。納付額は6月中旬に税務署から送られてきた第1期分の通知書に記載されていますので、この金額を11月1日から12月2日の間に納めてください。

振替納税が便利です

納税に関しては振替納税を利用されますと、安全、便利、確実です。この場合、税金の納付書はあなたの指定した金融機関に送付され、期日になると、自動的に預金口座から引き落としされます。

個人事業税の第2期分もお忘れなく

個人事業税の第2期分は、納税通知書（第1期分の納税通知書に同封しています。）に記載されている期日までに、金融機関に納付してください。

延滞税にご注意！

納期限までに所得税及び復興特別所得税の予定納税額を納めないと、延滞税が課されます。延滞税の額は、納期限の翌日からその税額を完納する日までの日数に応じて、未納の税額に対して一定の率を乗じて算出した金額です。ただし、納期限の翌日から2か月間に限っては、この割合が軽減されることとなっています。

予定納税の減額申請は11月15日までに！

今年の申告納税見積額が、6月に通知されてきた予定納税基準額に比べて相当少なくなると見込まれる人で一定の条件に該当する人は、11月15日までに「予定納税額の減額申請書」を税務署に提出することにより、予定納税第2期分の減額を受けることができます。

早めに申告 早めに納税

区分記載請求書等保存方式 が導入されました

軽減税率制度の実施に伴い、消費税の仕入税額控除制度は、令和元年10月1日から区分記載請求書等保存方式が導入されています。

区分記載請求書等保存方式の概要

令和元年9月30日までは、仕入税額控除の適用を受けるためには、法定事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が要件とされていました（請求書等保存方式）。

しかし、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの間は、この仕入税額控除の要件について、制度実施前の請求書等保存方式を維持しつつ、その仕入れが軽減税率の対象となる資産の譲渡等に係るものか、それ以外のものかの区分を明確にするための記載事項が追加された帳簿及び請求書等の保存が要件とされています。

帳簿の記載事項

制度実施前における記載事項に加え、課税仕入れが他の者から受けた軽減対

象資産の譲渡等に係るものである場合には、その旨の記載が必要となります（下図参照）。

区分記載請求書等の記載事項

区分記載請求書等保存方式では、制度実施前における記載事項に加え、次の事項の記載が必要となります。

① 軽減税率の対象品目である場合には、その旨

② 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）

この2つの記載事項については、その記載がない場合、請求書等の交付を受けた事業者自らが、取引事実に基づき、受領した請求書等に追記することが認められています（品目等その他の記載事項についてまで追記することは認められていません）。

区分記載請求書等の範囲

区分記載請求書等には、法定の記載事項が記載された次の書類も含まれます。

- ・ 領収書や納品書、小売業者が発行するレシートなど、取引の事実を証する書類
- ・ 事業者が課税仕入れについて作成する仕入明細書、仕入計算書等の書

帳簿の記載事項

××年 月 日		摘要		税区分	借方 (円)
11	30	△△商事株	11月分 日用品	10%	88,000
11	30	△△商事株	11月分 食料品	8%	43,200
		②	①	③	④

【帳簿に記載すべき事項】

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

類で、区分記載請求書等の記載事項が記載されているもの（相手方の承認を受けたものに限りません。）
・ せり売り等の媒介又は取次ぎに係る業務を行う者が作成する一定の書類
なお、帳簿及び請求書等の保存が仕

区分記載請求書等の記載事項

【区分記載請求書等に記載すべき事項】

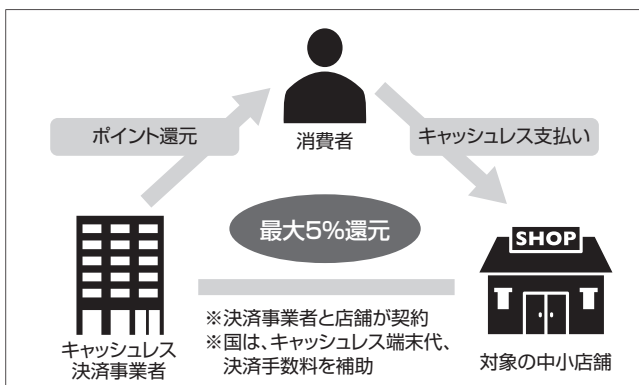
- ① 区分記載請求書等発行者の相手方の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		
△△商事株		
株〇〇御中		
××年11月30日		
11月分 131,200円 (税込)		
日付	品名	金額
11/1	魚 (8%)	5,400円
11/1	牛肉 (8%)	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円

入税額控除の要件とされていますが、取引額が3万円未満の場合や、区分記載請求書の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、制度実施前と同様、必要な事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除の要件を満たします。

明 る い 社 会 に い き る 税

キャッシュレス・ポイント還元事業のイメージ



キャッシュレス・ポイント還元事業

令和元年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援する事業が実施されています。

本事業では、令和元年10月1日から令和2年6月30日までの9か月間、対象店舗において、登録されたキャッシュレス決済で支払うと、最大で5%のポイント還元を受けることができます。

対象店舗と還元率

事業の対象となる店舗と還元率は、それぞれ次のとおりです。

- ・ 中小・小規模の店舗
- ・ 5%還元
- ・ フランチャイズチェーン店舗
- ・ 2%還元

インターネット上で商品を販売するウェブサイト（ECサイト）上の中小店舗も対象です。

なお、対象店舗は、店頭のカスタマーに加え、地図アプリやウェブから確認することができます。

対象となるキャッシュレス決済手段

本事業では、クレジットカード、デビットカード、電子マネー（プリペイド）、QRコードなど、一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済手段が対象となっています（下図参照）。ただし、還元対象となる決済手段は店舗ごとに異なりますのでご注意ください。

還元方法の種類

ポイントの還元方法や上限などは決済手段ごとに異なりますが、主に次のような方法で行われます。

◆ **ポイント付与**
決済額に応じたポイント又は前払式支払手段（チャージ額）を消費者に付与する方法。

◆ 即時充当

購買時に、即時、購買金額にポイント相当額を充当する方法。

◆ 引落相殺

利用金額に応じた金額を口座から引き落とす際に、ポイント相当額を引き落とし金額と相殺する方法。

◆ 口座充当

少なくとも1か月以内の期間ごとに口座にポイント相当額を付与（その後の決済に充当）する方法。

主な決済手段

クレジットカード／デビットカード

クレジットカード

- ・ 後払い（後から支払請求が来る）
- ・ 与信あり

デビットカード

- ・ 即時払い（支払い時に代金が口座から即時引落し）
- ・ 与信なし

電子マネー（プリペイド）

- ・ 前払い（事前にチャージ）
- ・ 与信なし
- ・ スマートフォン不要

QRコード

- ・ スマートフォンに、クレジットカード、電子マネー、銀行口座等を登録
- ・ バーコードやQRコードを使って支払い

※詳しくは、キャッシュレス・消費者還元事業のホームページ（<https://cashless.go.jp>）をご覧ください。

決算の順序とチェックポイント

I 棚卸表の作成

- 商品や消耗品の種類、品質、型などの異なるごとにその数量を実地に棚卸し(※1)
- 棚卸資産をあらかじめ税務署に届け出ている方法で評価して棚卸高を計算(届け出していない場合は、最終仕入原価法で評価)(※2)

(※1) 棚卸しをしなければならない資産

- ① 商品など…商品、製品、半製品、仕掛品、原材料、副産物、仕損じ品、作業くずなど
 - ② 消耗品など…まだ使用していない包装材料、ガソリン、事務用品などの消耗品や使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の工具、器具、備品などの減価償却資産
- ※ 通常の年に比べて特に増えていない消耗品などについては、棚卸しを省略しても差し支えありません。



II 帳簿の照合・点検

- 領収書との照合
- 売掛帳との照合
- 買掛帳との照合
- 科目ごとの累計の計算
- 記入漏れ・ミス等の点検

(※2) 棚卸資産の評価方法には原価法(6種類)と低価法があり、低価法は青色申告者のみ選択できます。

評価方法については、例えば、商品については最終仕入原価法、主要原材料は総平均法というように棚卸資産の区分ごとに方法を選定し、税務署へ届けておけば、その方法で評価することができます。

最も簡単な評価方法は最終仕入原価法で、次の算式によります。

$$\text{年末に一番近いところ} \times \frac{\text{年末棚卸資産}}{\text{で仕入れた仕入単価の数量}} = \text{年末棚卸高}$$



III 決算整理・青色申告の特典計算

- 減価償却費の計算
- 期間損益の点検
- 必要経費の整理
- 仕入金額の整理
- 青色申告の特典計算(※3)
- 売上金額の整理
- 消費税等の経理処理
- 収入金額の整理

(※3) 青色申告の特典

- 青色申告特別控除
複式簿記の記帳者で期限内申告などの条件を満たせば最高65万円を控除可能です。条件を満たしていない青色申告者は最高10万円の特別控除が受けられます。
- 青色事業専従者給与の必要経費算入
- 貸倒引当金の繰入れ
 $(\text{年末の売掛金など} - \text{一括評価貸金の残高}) \times 5.5\%$
- 退職給与引当金の繰入れ
- 純損失の繰越し控除・繰戻し還付
- 小規模事業者の所得計算の特例



IV 決算書の作成

- 決算チェック表などを作り、項目ごとに検算
- 比率分析により、売上金額や経費などを各種別に検算

経営に役立つ納税協会の

複式帳簿・簿記教室

納税協会では、正規の簿記の原則に対応した『使いやすく経営に役立つ複式帳簿』を発行しています。

この帳簿は、貸借対照表や損益計算書など、青色申告特別控除を受けるに当たって必要な帳簿、書類等を一冊にまとめています。

現在、青色申告特別控除額は65万円となっております。正規の簿記による記帳は事業を営む方にとって大変メリットの大きいものになっていきます。また、正規の簿記によって記帳し、申告書を作成することは、より正確な経営状態を把握することになり、必ず事業繁栄のお役に立ちます。

納税協会では、この『使いやすく経営に役立つ複式帳簿』を利用した「簿記教室」も併せて開催しています。

複式帳簿及び簿記教室に関するお問い合わせは、納税協会まで！

令和元年度「税を考える週間」に関連する主な行事

行事名	日時・場所	概要等	備考
上京区民 ふれあいまつり	10月20日(日)11:00～ 京都市立西陣中央小学校	租税教育用人形劇「しあわせのつり橋」を上演し、税の意義をPR	上京納税貯蓄組合連合会、上京納税協会、京都市上京・北区租税教育推進協議会と共催
ハロータックス クイズ2019	11月上旬～11月中旬	小学校6年生を対象に、税に関するクイズを実施し、正解数に応じて景品をプレゼント	京都府租税教育推進連絡協議会及び京都府下の各租税教育推進協議会主催 近畿税理士会京都府支部連合会、京都府下各納税協会、京都府納税貯蓄組合総連合会後援
納税表彰式	11月14日(木)午後 京都 Brightonホテル	納税道義の高揚等に貢献された方の表彰	上京納税協会・上京納税貯蓄組合連合会と共催
中学生の 作文表彰式	12月5日(木) 上京税務署 大会議室	優秀作品の表彰及び記念品授与	上京納税貯蓄組合連合会、上京納税協会、京都市上京・北区租税教育推進協議会と共催

源泉所得税の年末調整説明会 消費税軽減税率制度説明会のご案内

令和元年分の年末調整の仕方、法定調書の作成方法等についての説明会を次のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、説明会では、年末調整における留意事項をはじめ、令和元年度税制改正事項等についてもご説明いたします。

また、説明会当日には、消費税の軽減税率制度の概要やインボイス制度についての説明会も併せて開催いたします。

▶ 日時

11月22日(金)	源泉所得税の 年末調整説明会	13:30～15:30	全徴収義務者の方
	消費税軽減税率 制度説明会	15:40～16:30	全事業者の方

▶ 会場 京都市北文化会館（ホール）

京都市北区小山北上総町49番地の2（キタオオジタウン内）

〔※ 専用駐車場がございませんので、会場へは公共交通機関等をご利用ください。〕

確定申告の会場が合同化されます!

令和元年分の確定申告は、「西陣織会館」において、京都市内5署（上京署、左京署、中京署、下京署及び右京署）の合同での開催となります。

*会場は大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。

一人一人の納税が明るい未来を作ります

(上京税務署提供)

消費税及び地方消費税の納税は期限内に

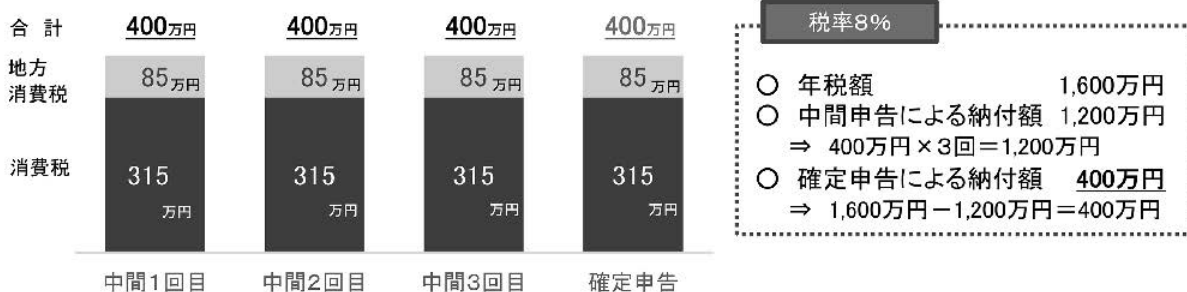
課税事業者の方は、計画的な納税資金のご準備をお願いします！

消費税及び地方消費税の中間申告・納付額は直前の課税期間の確定消費税額を基礎として計算されます。税率の引上げにより消費税額（年税額）は10%で計算されますが、税率引上げ直後の課税期間における中間申告額は8%で計算されるため、確定申告においては、10%の税率により計算された消費税額（年税額）と、8%の税率により計算された中間申告額との差額を納付する必要があります。

このため、税率引上げ直前の課税期間と同様の決算内容であった場合でも、確定申告時の納付額が増加しますので、中間申告が必要な方は特にご注意ください。

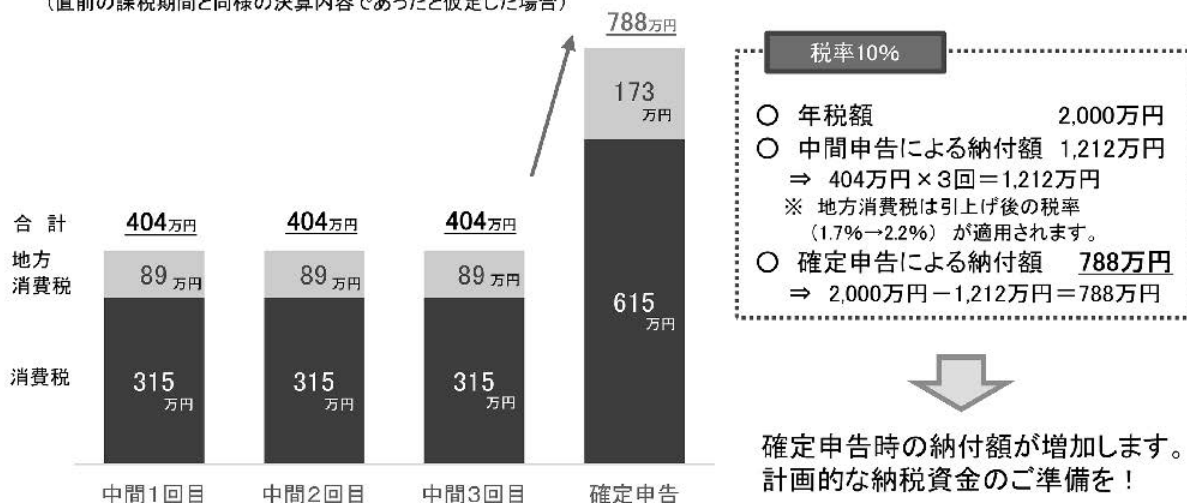
【具体例】9月決算法人の申告・納付のイメージ（軽減税率は考慮していません。）

○ 平成31年(2019年)9月期(税率引上げ前)



○ 平成32年(2020年)9月期(税率引上げ後)

(直前の課税期間と同様の決算内容であったと仮定した場合)



簡単・便利な「ダイレクト納付」をご利用ください！

ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。

※ 徴収高計算書データの送信に電子証明書やICカードリーダーライタは不要です。

また、ダイレクト納付にも、電子証明書等は不要なので、源泉所得税を納めている方に、特におすすめです。詳しくは国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) をご覧ください。



確かな納税 確かな未来

■令和元年5月から、京都府税がスマートフォン・タブレット端末を使って クレジットカード・ネットバンキング・LINE Pay 請求書支払い

※LINE Payはタブレットからはご利用になれません。

注意事項(ご利用の前に、必ずお読みください。)

- クレジットカードの場合は、すぐに納税証明書の発行はできません。(3~4週間かかります。)
- 納付後すぐに納税証明書が必要な場合は、金融機関、府税事務所・広域振興局等の窓口やコンビニエンスストアで現金でご納付ください。
- 納付できるのは、税額が30万円以下の納付書に限ります。
- 金融機関、コンビニエンスストアや府税事務所の窓口等でのクレジットカード、ネットバンキング、LINE Payによる納付はできません。
- 領収証書の発行、納税証明書の郵送は行いません。 ●納付手続完了後に納付を取り消すことはできません。
- 納付書1枚ごとの手続となります。口座振替のように一度の手続で次回(来年度)以降の府税を引き落とすものではありません。

●クレジットカード・ネットバンキング

納付に必要なもの

コンビニ収納用
バーコードが印字された
納付書



+
プラス



上記ロゴのあるクレジットカード

ネットバンキング対応の銀行口座

※ネットバンキング対応の金融機関については、以下のURLよりご確認ください。

https://ssl.f-regi.com/payeasy/bank_list.cgi

クレジット・ネットバンキング納付可能期間

- 納付書に記載されている「**コンビニ取扱期限**」までです。
- ※期限当日の23:30までに納付手続を完了していただく必要があります。

納付方法

- 納付書とクレジットカードを手元に用意し、スマートフォン・タブレット端末から京都府税納付サイトにアクセスしてください。

▼検索エンジンからアクセス

京都府 クレジット

QRコードでアクセス ▶

QRコードを読み取り
アクセスしてください



▼京都府ホームページURL

<http://www.pref.kyoto.jp/zeimu/credit.html>

システム利用料(手数料)について

- 税額の外に1件につき、次のシステム利用料(手数料)がかかります。**

●クレジットカード決済

納付金額	システム利用料(税抜)
1円 ~ 10,000円	100円
10,001円 ~ 20,000円	200円
20,001円 ~ 30,000円	300円
30,001円 ~ 40,000円	400円
40,001円 ~ 50,000円	500円

以降納付金額が10,000円増えるごとに、100円(税抜)加算されます

●ネットバンキング決済

納付件数	システム利用料(税抜)
1件	100円

定額となり、納付金額によりシステム利用料は変わりません

※システム利用料は、京都府の収入ではありません。

※理由にかかわらずシステム利用料はお返しできません。

●LINE Pay 請求書支払い LINE Pay 請求書支払い

コミュニケーションアプリ「LINE」上で展開する「LINE Pay 請求書支払い(モバイル送金・決済サービス)」を利用して、京都府税を納付していただけます。

※LINE Payはシステム利用料(手数料)はかかりません。

※LINE Payはタブレットからはご利用になれません。

LINE Pay納付可能期間

- 納付書に記載されている「**コンビニ取扱期限**」までです。
- ※期限当日の23:30までに納付手続を完了していただく必要があります。

納付方法

- コンビニ収納用バーコードが印字された納付書を手元に用意し、LINEアプリをスマートフォンにインストールし、LINE Pay 請求書支払いをご利用ください。納付方法について、詳しくは京都府ホームページをご覧ください。
- 京都府ホームページアクセス方法

▼検索エンジンからアクセス

京都府 LINE Pay

▼京都府ホームページURL

<http://www.pref.kyoto.jp/zeimu/linepay.html>

QRコードでアクセス ▶

QRコードを読み取り、
アクセスしてください。



京都府・京都市からのお知らせ

事業主のみなさまへ

個人住民税の特別徴収の実施をお願いします

京都府と京都府内の全ての市町村は、平成30年度から、原則として全ての事業者を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収を徹底しています。

また、大阪府、兵庫県、和歌山県及び各府県内市町村においても、平成30年度から同様の取組を実施しており、先行して取組を実施していた滋賀県、奈良県を含め近畿全ての府県と市町村が、個人住民税の特別徴収の徹底に向けた取組を進めています。

■個人住民税の特別徴収とは

従業員の方の個人住民税（市町村民税・府民税）を事業主の方が毎月の給与のお支払の際に、所得税と同様に給与から差し引いて徴収（特別徴収）し、市町村へ納入していただく制度です。

地方税法第321条の4及び各市町村の税条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則として全て特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

■特別徴収の事務

所得税の源泉徴収と異なり、給与から差し引く額は従業員の方がお住まいの市町村から通知されます。したがって所得税のような税額計算や年末調整は不要です。

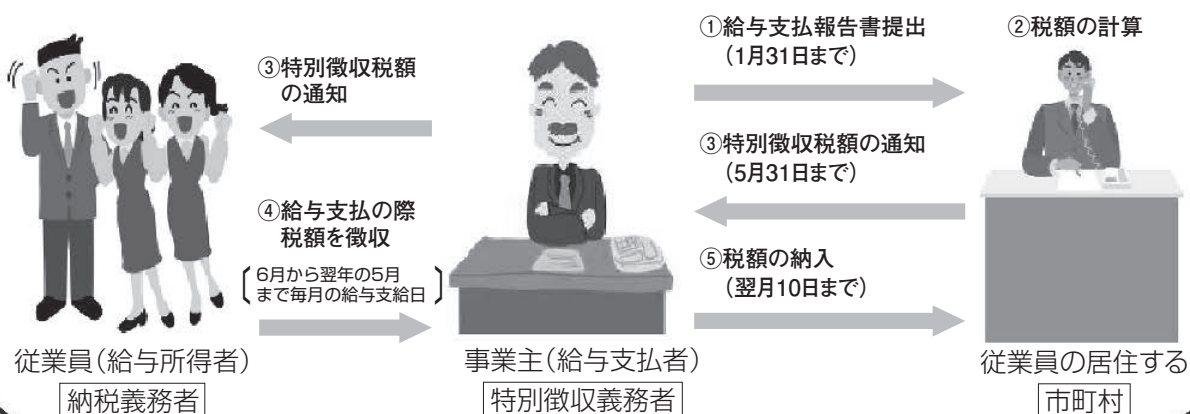
■特別徴収のメリット

これまで納付書により年4回納めていた従業員の方については、

- ・金融機関等へ納税のために出向く手間を省くことができ、納め忘れがなくなる。
- ・年12回に分けて納付されるので、1回当たりの負担額が少なくて済む。

など、便利な制度です。

特別徴収の方法による納税のしくみ



問合せ先

京都府 税務課 課税・電算担当
京都市 市税事務所 法人税務担当

075-414-4433
075-213-5246



納税協会のビジネスガード
Business Guard Series

AIG 損保

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

納税協会のハイパーメディカル
会社で入る医療補償

業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット

納税協会のハイパー任意労災
地震災害のリスクをガード
政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約
等セット

充実の福祉制度サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- メンタルケアカウンセリングサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスは AIG 損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

AIG損害保険株式会社
URL:<http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

京都支店

〒600-8372
京都市下京区五条通大宮南門前町480
TEL.075-371-2111 FAX.075-341-4380
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。

(B-152292 2020-01)

アフラックの「がん保険」は
「納税協会の福祉制度」に
導入されています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、
約束します。お客様ひとりひとりが創る、
自分らしく充実した人生。アフラックは、
そのお手伝いをする存在であり続けます。



納税協会の福祉制度
アフラックのがん保険

「生きる」を創る。

Aflac

(引受保険会社) **アフラック**

納税協会用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。



経営者が、
重大疾病に
かかった時の
そなえを確保。



Jタイプ

[無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)]

Jタイプα

[無配当重大疾病保障保険(解約払戻金抑制割合指定型)]

は、
重大疾病による
生存リスクから
企業を守ります!

引受保険会社

DŌDO 大同生命保険株式会社

京都支社/
京都府京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3(大同生命京都ビル4F)
TEL 075-231-5341

F-2019-1005①(2019年8月7日)